

会長及び副会長の選出、監査委員の指名について

1 はじめに

岡崎市地域公共交通会議設置要綱（以下「要綱」という。）第5条の規定に基づき、役員として会長、副会長及び監査委員を置く必要がある。

本日、令和8年5月1日から、新たな委員体制で岡崎市地域公共交通会議を行うにあたり、役員を決定する。

2 役員の選出及び指名

(1) 会長

要綱第5条第1項及び第2項の規定により、会長を1名、委員の互選により選出することとしている。

会 長 _____

(2) 副会長

要綱第5条第1項及び第2項の規定により、副会長を1名、委員の互選により選出することとしている。

副会長 _____

(3) 監査委員

要綱第5条第1項及び第5項の規定により、監査委員を2名、委員の中から会長が指名することとしている。

監査委員 _____ / _____